

見積一覧表

契約の方法	随意契約（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）		
当該業者を選定した理由	上記が第1号（少額随意契約）以外の場合に記載すること。 別紙のとおり		
業務番号	補農委第1号	発注担当課	下水道課
業務名	梅田地区農業集落排水施設調査計画及び設計業務		
業務場所 （対象地域）	五所川原市大字梅田 地内		
履行期限又は履行期間	令和7年3月21日		
業務概要	梅田地区 計画策定及び設計 一式 費用対効果算定資料作成 一式		
予定価格(税抜き)※	2,360,000円		
見積依頼業者	見積書記載金額（円）	摘要	
青森県土地改良事業団体連合会	¥2,260,000-	令和6年5月23日契約	
備考 見積額（契約額）は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。			

※ 契約締結後に公表する場合は、予定価格と摘要欄に契約締結日を記載すること。

別紙

随意契約の理由

本業務は既存の農業集落排水施設の調査結果を基に機能強化対策工事の実施を目的とした農村整備事業（集落排水施設整備事業）採択のためのヒアリング資料、費用対効果算定資料及び更新工事の設計資料を作成するものである。

青森県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）は、土地改良法第111条の2に規定された会員（青森県内市町村、青森県内土地改良区）による共同組織であり、同法第111条の9の規定により、土地改良事業を行う会員に対して技術的な指導やその他の援助を行う組織である。当市においても、これまで下記のような業務を受注しており、本業務を遂行するにあたり極めて適切であると考えられる。

県土連の受注した業務

平成29年度 補業第2号 五所川原市農業集落排水施設機能診断業務

平成30年度 補業第1号 五所川原市農業集落排水施設最適整備構想策定業務

令和3年度 補農委第1号 梅田地区汚水処理施設機能保全計画策定業務

令和4年度 補農委第1号 五所川原市農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務

以上のことから、県土連と随意契約（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号）して、農村整備事業申請を行うことで国の補助金を受け、梅田地区農業集落排水施設の機能保全に努めたい。